

地域密着型 通所介護重要事項説明書

〔令和6年7月1日現在〕

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人ゆうゆう会
(2) 法人所在地 埼玉県川口市坂下町4-16-3
(3) 電話番号 048-286-3000 FAX 048-286-3550
(4) 代表者 理事長 東 真樹
(5) 設立年月日 平成6年6月13日

3 桜さんちの家 NO.2たんぽぽ の概要

- (1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び付随サービス

- (2) 事業所の名称及び所在地等

事業所名称	桜さんちの家 NO.2たんぽぽ
所在地	川口市桜町5-9-2
電話番号	048-286-6050
介護保険指定番号	地域密着型 通所介護 (1172000224)
サービスを提供する対象地域	川口市
営業日及び営業時間	月～金 (祝日営業) 8時30分～17時30分

- (3) 職員体制

	業務内容	計
管理者	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
看護職員兼機能訓練指導員	健康管理及び健康維持のための指導	1名以上
介護職員	介護業務	2名以上

- (4) 設備の概要

定員 月～金	1日17名	静養室	1室
食堂	1室	相談室	1室
浴室	一般浴・特殊浴	送迎車	2台

- (5) サービス時間

月～金	8時30分～16時30分
定休日	5月3日～5月5日 ・ 12月30日～1月3日

※ 緊急連絡先 048-286-3000

4 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

5 料金

(1) 利用料金 (通所介護利用単位数と加算単位を合算し、円換算した金額の1割又は2割・3割が利用者負担金です)

① 利用料 (1日あたり) ※地域区分別1単位の単価 (5級地) 10.45円

	単位数	利用料金	利用者負担金 (1割の場合)	利用者負担金 (2割の場合)	利用者負担金 (3割の場合)
要介護1	678単位	7,085円	709円	1,417円	2,126円
要介護2	801単位	8,370円	837円	1,674円	2,511円
要介護3	925単位	9,666円	967円	1,934円	2,900円
要介護4	1,049単位	10,962円	1,097円	2,193円	3,289円
要介護5	1,172単位	12,247円	1,225円	2,450円	3,675円

② 入浴介助加算(I) 入浴1回あたり40単位、418円。ただし、利用者負担金は1割の場合42円、2割の場合84円、3割の場合126円です。

③ 個別機能訓練加算(I)イ 1日あたり56単位、585円。ただし、利用者負担金は1割の場合59円、2割の場合117円、3割の場合176円です。

④ 個別機能訓練加算(II) 1月あたり20単位、209円。ただし、利用者負担金は1割の場合21円、2割の場合42円、3割の場合63円です。

⑤ サービス提供体制強化加算(I) 1日あたり22単位229円。利用者負担金は1割の場合23円、2割の場合46円、3割の場合69円です。

⑥ 介護職員処遇改善加算(I) 利用単位と加算単位の合計単位に対して5.9%加算されます。

⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算 利用単位と加算単位の合計単位に対して1.1%加算されます。

⑧ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 現行の介護職員処遇改善加算(I)に1.2%上乘せになります。(各処遇加算及び支援加算については令和6年5月31日まで算定可能)

⑨ 業務継続計画未実施減算 感染症や非常災害の発生時において業務継続計画を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合、所定単位の1%減算する。

⑩ 高齢者虐待防止未実施減算 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位の1%減算する。

⑪ 昼食代 1食あたり利用者負担金は650円です。

⑫ 保険外サービス ・お買い物代行サービス(1回100円)・朝食サービス(1食200円)
・ゴミ出しサービス(月200円)・洗濯サービス(1回100円)

⑬ その他 上記のほか、おむつ代、レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。

※ 介護職員等処遇改善加算への一本化(9.2%/月)

令和6年6月1日より、⑥介護職員処遇改善加算(I)⑦介護職員等ベースアップ等支援加算⑧介護職員等特定処遇改善加算(I)が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。このため、令和6年6月1日より、「介護職員等処遇改善加算(I)」として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とした所定単位数に9.2%を乗じた単位数を算定されます。

(2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります

① ご利用日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前日17時以降の場合	650円(食費)

(3) 健康上の理由による中止

① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。

③ 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または協力医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

④ 振替利用について

サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約が完了し、初回利用日をサービス利用開始日とさせていただきます。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

(4) サービス利用に当たっての留意事項

利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。持ち込まれた食物等の管理や衛生面、及びこれに関する事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

(5) 禁止行為

利用者・家族による以下のような行為。
職員及び他利用者に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他あらゆるハラスメントにより職員及び他利用者の環境を害するような行為。

7 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき年2回以上、利用者及び従業者等の訓練を行います。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

9 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び、事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11 認知症への対応力向上に向けた取り組み

全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格に有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

12 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

14 相談、要望、苦情等の窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

☆サービス相談窓口☆

- | | | | | |
|---------------------------------|----------------|-----|------|------------------------------|
| ① 苦情受付担当者 | さくら | 管理者 | 福島将之 | TEL 048-286-6050 |
| ② 苦情解決責任者 | ひかり苑 | 施設長 | 高橋経政 | TEL 048-286-3000 |
| ③ 川口市介護保険係 | | | | TEL 048-258-1110 |
| ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会
介護保険課 苦情対応係 | | | | TEL 048-824-2568
(苦情相談専用) |
| ⑤ 第三者委員 | 中込すみ子
打越 温子 | | | |

15 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 名称 医療法人あかつき会 はとがや病院
- ・ 住所 埼玉県川口市坂下町4-16-26

16 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

17 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護（指定予防通所事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下【業務継続計画】という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。